

令和3年(2021年)2月26日

豊中市立文化芸術センターをご使用の皆様

豊中市立文化芸術センター  
豊中市市民ホール指定管理者

「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律」施行に伴う平日・休日区分改正について(お知らせ)

平素より豊中市立文化芸術センターをご使用いただき、誠にありがとうございます。令和2年(2020年)12月28日に施行された標記法律に基づき、当館の区分を下記のように改正し、新区分での利用料金を適用させていただきます。

記

	現行	改正後
① 令和3年(2021年)7月19日(月)	休日料金	平日料金
② 令和3年(2021年)7月20日(火)	休館日	臨時休館日
③ 令和3年(2021年)7月22日(木)	平日料金	休日料金
④ 令和3年(2021年)7月23日(金)	平日料金	休日料金
⑤ 令和3年(2021年)8月8日(日)	休日料金	休日料金
⑥ 令和3年(2021年)8月9日(月)	休館日	臨時休館日
⑦ 令和3年(2021年)8月11日(水)	休日料金	平日料金
⑧ 令和3年(2021年)10月11日(月)	休日料金	平日料金
⑨ 令和3年(2021年)10月12日(火)	休館日	臨時休館日

※使用承認済み施設利用のお客様のお取り扱い

A.平日が休日に変更された場合	追加料金はいただきません
B.休日が平日に変更された場合	休日料金割増の差額を還付します
C.上記A・Bの理由により使用できなくなった場合	利用料金を全額還付します

以上

【お問い合わせ先】

豊中市立文化芸術センター 施設サービス課

電話:06-6864-3901

メール:info-bungei@toyonaka-hall.jp

(9時~20時・月曜休館)